

委員会提出議案第2号

消費者被害を防止、救済するため特定商取引に関する法律の抜本的改正を
求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日

区民生活委員会委員長 ひわき 岳

杉並区議会議長 井 口 かづ子 様

消費者被害を防止、救済するため特定商取引に関する法律の抜本的改正を
求める意見書

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の平成28年改正の際、附則においていわゆる5年後見直しが定められ、令和4年12月で同改正法の施行から5年が経過した。

令和5年版消費者白書によると、消費生活相談は87万件で、ここ15年ほど高止まりが続いており、特定商取引法の対象分野の相談は全体の約55%に上る。そして、特定商取引法の対象取引分野のうち訪問販売、電話勧誘販売、インターネット通販以外の通信販売及び訪問購入については、70歳以上の相談の割合は、他の年齢層と比べて高くなっている。さらに、認知症等の高齢者においては、全体の相談件数のうち、訪問販売・電話勧誘販売の相談が46.1%を占めており、高齢化社会が進む中、高齢者が悪質商法の標的にされないよう早急な対応が必要である。

また、同白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の29.1%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想される。

よって、これらの消費者被害に対処するため、杉並区議会は、国に対し、以下の事項について特定商取引法の改正を行うよう求めるものである。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月6日

杉並区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

総務大臣

経済産業大臣